

奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

在学中において日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

ところで、奨学金は口座振替により返還することとなっておりますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。最初の引き落としができないと延滞になり、なかなか抜け出せなくなる恐れがあります。そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会でご説明をし、資料をお配りしてきましたが、以下のとおり改めて《注意喚起》のため、お知らせいたします。

- ・ **あなたの返還金は、口座からきちんと引き落とされていますか？**
- ・ **口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか？**

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。ご相談の際には、奨学生番号を忘れずにご用意ください。

このお知らせは、広く本年10月から返還開始の方対象のものです。すでに返還している方、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続等は必要ありません。

また、平成28年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されます。奨学生であった皆様の奨学金の返還金は次の奨学金の原資となりますので、後輩学生たちのために、奨学生であった皆様には格別の留意をお願いする次第です。

《日本学生支援機構相談窓口》

電話：0570 - 666 - 301

\*海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話専用ダイヤルは、03-6743-6100

その他、詳しいことを知りたい場合は (<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>)